

適正管理の対象化学物質のリスト案について

1. 適正管理の対象とする化学物質の選定の考え方

次のいずれかに該当する化学物質を、適正管理の対象とする。

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。

当該化学物質が に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。 < 非意図的生成物質 >

当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。 < オゾン層破壊物質 >

当該化学物質が浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因となるものであること。 < VOC 規制対象物質 >

- 注) 1 . ~ は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 6 号）第 2 条第 2 項第 1 ~ 3 号で規定しているもの
- 2 . は、独自に規定するもの

【適正管理の対象とする化学物質の範囲を設定した理由】

人の健康や生態系への影響があるため、適正管理が必要であると認められる化学物質に限定することにより、これらの化学物質を取り扱う事業者における化学物質の適正管理（排出の抑制、環境リスクの低減）を推進する。

全ての化学物質を適正管理の対象とすると、的が絞りきれず、本当に管理が必要な化学物質に対する適正管理（排出の抑制、環境リスクの低減）が行われないおそれがある。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 6 号）との整合を図る。

条例に基づく制度は、法の補完を目的とする。

2. 適正管理の対象とする化学物質の具体的内容

以下に掲げる化学物質（物質群）を、適正管理の対象とする化学物質（物質群）とする。

第 1 種指定化学物質

3 5 4 物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成 1 2 年政令第 1 3 8 号）第 1 条（別表第 1）に掲げる化学物

質

第2種指定化学物質 81物質

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第2条（別表第2）に掲げる化学物質

大阪府が独自に定める化学物質（1の又はに該当） 50物質

現行の大阪府適正管理指針の管理物質として指定されている123物質のうち、第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に指定されていないもの

123物質のうち、以下の75物質を除いた48物質

- | | | |
|-------------------|------|---------|
| ・ 第1種指定化学物質に該当 | 71物質 | } 計75物質 |
| ・ 第2種指定化学物質に該当 | 2物質 | |
| ・ 第1種と第2種にまたがって該当 | 2物質 | |

大阪府生活環境の保全等に関する条例における有害物質に係る規制物質のうち、第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に指定されていないもの塩素及び臭素の2物質が該当

VOCに該当する化学物質（1の に該当） 44物質 +

環境省が示したVOC100物質のうち、第1種指定化学物質又は管理物質に指定されていないもの

+ とは、100物質以外のVOC該当物質（混合物）を示す。

100物質のうち、

- | | | |
|----------------|------|---------|
| ・ 第1種指定化学物質に該当 | 44物質 | } 計56物質 |
| ・ 第2種指定化学物質に該当 | 0物質 | |
| ・ 管理物質に該当 | 12物質 | |

【適正管理の対象とする化学物質の範囲の設定理由】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）との整合を図る。

条例に基づく制度は、法の補完を目的とする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号）に基づく化学物質適正管理指針によるこれまでの指導との整合を図る。

条例・指針に基づく指導との継続性を確保する。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくVOC排出抑制における自主的管理を、化学物質の適正管理の一環と位置づけ、整合を図った制度とする。

化学物質の一種であるVOCについても、他の化学物質と同様の手法により適正管理を進める。

3 グループ指定（物質群）の化学物質の取扱い

現在、大阪府化学物質適正管理指針の管理物質として物質群（例：亜鉛及びその化合物）で指定されているものについては、以下のとおり取り扱うものとする。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）の別表第1（第1種指定化学物質）又は別表第2（第2種指定化学物質）に、管理物質の物質群と類似の区分で掲げられているもの

第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に掲げられている物質群の名称に統一

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）の別表第1（第1種指定化学物質）又は別表第2（第2種指定化学物質）に、単一の物質の名称で掲げられているもの

第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質として掲げられている物質に限定し、当該物質の名称に統一

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）の別表第1（第1種指定化学物質）又は別表第2（第2種指定化学物質）には、掲げられていないもの

できる限り対象となる物質を特定し、単一の物質名を採用

【第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に掲げられている物質（物質群）に統一する理由】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質は、大阪府化学物質適正管理指針の管理物質を定めた後に、人の健康及び生態系へのリスク評価を行った上で定められたものである。

また、管理物質が呼吸による摂取の影響のみを評価した結果であるのに対し、第1種指定化学物質及び第2種指定化学物質は呼吸による摂取以外の摂取によるトータルな影響を評価したものである。

以上の理由により、管理物質のうちグループ指定（物質群）されているものについては、第1種指定化学物質又は第2種指定化学物質に掲げられている名称により指定することが適当である。

4 取扱量、排出量等の届出の対象とする化学物質の範囲

取扱量、排出量等の届出の対象とする化学物質の範囲は、上記の管理の対象とする化学物質のうち、以下に掲げる化学物質とする。

第1種指定化学物質

大阪府が独自に定める化学物質

VOCに該当する化学物質

VOCに該当する化学物質の届出は、～に含まれる全てのVOCの含

計値を対象とする。したがって、又は に該当する化学物質については、VOCと同時に個別の化学物質に関しても、届出の対象となる。

【届出の対象とする化学物質の範囲の設定理由】

第1種指定化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の排出量・移動量の届出の対象とされていることから、当該届出の補完を図ることを目的として、排出量等の届出の対象とする。

第2種指定化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の排出量・移動量の届出の対象とされていないことから、排出量等の届出の対象外とする。

なお、第2種指定化学物質のうち「4 アミノピリジン」及び「74 メチルヒドラジン」の2物質は、大阪府化学物質適正管理指針の管理物質にも該当しているが、府域における平成16年度の製造量・取扱量は0であることから、取扱量、排出量等の届出の対象外となるが特段の支障はないと認められる。

大阪府化学物質適正管理指針の管理物質は、府域における取扱量の多寡も考慮して設定されていることから、今後とも、当該化学物質の府域における排出量を削減していくことが必要である。したがって、当該化学物質の排出量の削減を適切に進行管理するためには、取扱量、排出量等の届出を求めることが適当である。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくVOC排出抑制における自主的管理では、平成22年度における削減目標を掲げており、府域においては化学物質の適正管理の実施により、各事業者においてVOC排出量の削減を進めることが必要である。今後、VOC排出量の削減を適切に進行管理するためには、取扱量、排出量等の届出を求めることが適当である。

5 適正管理の対象とする化学物質の特定方法

化学物質には、慣用名や商品名を含めて、同一のものに対して複数の名称が与えられていることも多く、その特定には困難が伴うことが多い。

一方、アメリカ化学会が発行している Chemical Abstracts 誌で使用される化合物番号である CAS 登録番号は、同一の化学物質に対して1つの番号を割り当てており、化学物質を特定するための有効な手段である。

したがって、適正管理の対象とする化学物質は、その特定を容易にするために、以下のとおり示すこととする。

- 単一の化学物質 : 物質名と併せてCAS番号を表示する。
- 物質群に該当するもの : 物質群に含まれる化学物質を可能な限り明示し、明示した化学物質には併せてCAS番号を表示する。

参 考

大阪府化学物質適正管理指針の管理物質のうち第2種指定化学物質に該当する化学物質の取扱量・製造量の推移

第2種指定化学物質に該当する化学物質

単位：kg又はL

指針における物質名	区 分	14年度	15年度	16年度	P R T R法における物質名
11 アミノピリジン	取扱量	4,738	3,103	0	4 2-アミノピリジン
	製造量	0	0	0	
111 メチルヒドラジン	取扱量	0	0	0	74 メチルヒドラジン
	製造量	0	0	0	

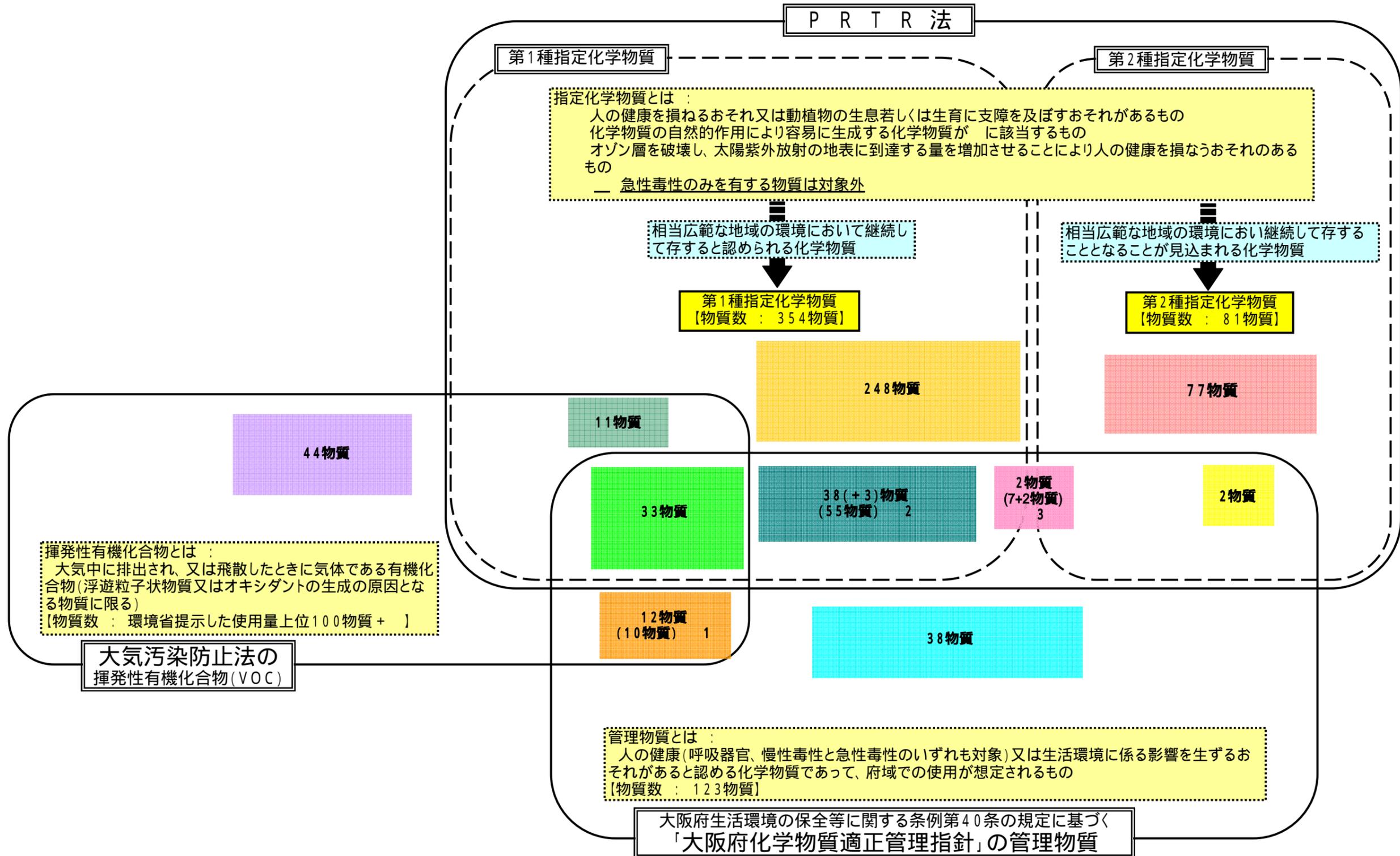
第1種指定化学物質と第2種指定化学物質に跨って該当する物質群

単位：kg又はL

指針における物質名	区 分	14年度	15年度	16年度	P R T R法における物質名
87 ニトロアニリン	取扱量	1,832	1,343	1,184	1-234 p-ニトロアニリン
	製造量	0	0	0	2-55 m-ニトロアニリン
96 フタル酸エステル類	取扱量	9,820,315	10,489,875	10,823,693	1-202 テトラヒドロメチル無水フタル酸 1-269 フタル酸ジ-n-オクチル 1-270 フタル酸ジ-n-ブチル 1-271 フタル酸ジ-n-ヘプチル
	製造量	37,083	32,912	32,200	1-272 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) 1-273 フタル酸 n-ブチル=ベンジル 2-60 フタル酸ジイソブチル

〔出典〕 大阪府化学物質適正管理指針に基づく事業者からの報告を集計結果

PRTR法の指定化学物質(第1種・第2種)、大阪府化学物質適正管理指針の管理物質及び大気汚染防止法の揮発性有機化合物(VOC)の関係



注)

1

管理物質	酢酸エステル類	⇔	揮発性有機化合物	酢酸エチル 酢酸ブチル 酢酸プロピル
------	---------	---	----------	--------------------------

2

管理物質	アクリル酸エステル類	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	アクリル酸エチル アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル
			PRTR法第1種指定化学物質及び揮発性有機化合物	アクリル酸メチル

管理物質	ジクロロベンゼン	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	p-ジクロロベンゼン
			PRTR法第1種指定化学物質及び揮発性有機化合物	o-ジクロロベンゼン

管理物質	メタクリル酸エステル類	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	メタクリル酸2-エチルヘキシル メタクリル酸2,3-エポキシプロピル メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル メタクリル酸n-ブチル
			PRTR法第1種指定化学物質及び揮発性有機化合物	メタクリロニトリル

管理物質	亜鉛とその化合物	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	亜鉛とその水溶性化合物 N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ) N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガんと,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ) ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム) ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルモバイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)
------	----------	---	----------------	--

管理物質	クロロアニリン	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	o-クロロアニリン p-クロロアニリン m-クロロアニリン
------	---------	---	----------------	-------------------------------------

管理物質	トルイジン	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	o-トルイジン p-トルイジン
------	-------	---	----------------	--------------------

管理物質	フェニレンジアミン	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	o-フェニレンジアミン p-フェニレンジアミン m-フェニレンジアミン
------	-----------	---	----------------	---

3

管理物質	フタル酸エステル類	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	テトラヒドロメチル無水フタル酸 フタル酸ジ-n-オクチル フタル酸ジ-n-ブチル フタル酸ジ-n-ヘプチル フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) フタル酸N-ブチル-ベンジル
			PRTR法第2種指定化学物質	フタル酸ジイソブチル

管理物質	ニトロアニリン	⇔	PRTR法第1種指定化学物質	P-ニトロアニリン
			PRTR法第2種指定化学物質	M-ニトロアニリン